

「原料原産地表示制度」、 「米トレーサ ビリティ制度」の紹介

加工食品の原料原産地 表示制度

原料原産地表示制度とは、
加工食品に使用された原材
料の原産地を商品に表示す
る制度のことです。

米トレーサビリティ制度

問題が発生した場合などに流通
ルートを速やかに特定するため、
米穀等の取引等の記録を作成・
保存することと、産地情報を取
引先や一般消費者に伝達するこ
とを義務付けるものです。



期 間 令和4年3月14日〔月〕～3月25日〔金〕10時～17時(14日は12時から、25日は13時まで、土日祝日休館)

場 所

農林水産省 北別館 1 階「消費者の部屋」
東京メトロ 霞ヶ関駅 下車。A5、B3a出口すぐ

お問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

原料原産地表示について 03-6744-2099

米トレーサビリティについて 03-6744-2100

農林水産省「消費者の部屋」03-3591-6529

